

必ずお読みください

2017年10月

2017年10月1日以降始期契約のご加入者様

東京海上日動火災保険株式会社

総合生活保険等 商品改定のご案内

拝啓 時下益々ご清祥のこととお慶び申し上げます。弊社業務に関しましては、毎々格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

現在ご加入いただいております総合生活保険等について、2017年10月1日以降始期契約より商品を改定させていただきます。

つきましては、以下のとおり改定の内容につきご案内させていただきますので、本改定についてご理解賜りますとともに、引き続きご愛顧を賜りますよう、何卒よろしくお願い申し上げます。

敬 具

1 改定する補償

- ・総合生活保険(傷害補償、こども総合補償、GLTD、個人賠償責任補償、ゴルファー補償、ハンター補償)
- ・PTA団体傷害保険

2 改定点

改定項目	概要
配偶者の定義の見直し	戸籍上の性別が同一で、婚姻関係と異なる程度の実質を備える状態にある方について、配偶者に含む取扱いとします(付帯サービスも含まれます。)
「天災危険補償特約」追加時における健康状態告知書の取扱いの見直し ※総合生活保険(GLTD)のみ	従来は「天災危険補償特約」を追加する際には、健康状態告知書の再提出が必要でしたが、これを不要とする取扱いに変更いたします。
新サービス「介護アシスト」の提供開始 ※総合生活保険のみ	介護に関するご家族の負担を軽減する「電話介護相談」、「各種サービス優待紹介*1」および「インターネット介護情報サービス」を行う「介護アシスト」の提供を開始いたします。 *1 サービスのご利用にかかる費用はお客様のご負担となります。

このご案内は、2017年10月1日始期以降の総合生活保険等の改定の概要を記載したものです。ご加入にあたっては、必ず「重要事項説明書」をよくお読みください。また、「普通保険約款および特約」をご用意しております。約款のご請求やご不明な点がある場合は、代理店または東京海上日動までお問い合わせください。

07ut-GJ05-16045-201703